学校施設利用時の注意事項

1　体育館・校庭とも平日は 18：30、休日は 9：00（中学校は平日、休日ともに 18：30 又は 19：00）から利用可能ですが、平日は児童・生徒の下校の時間帯と重なる場合があります。敷地内の最徐行など、 交通安全に十分な配慮をお願いします。
　また、使用許可の時間前に集合・利用開始することがないようにお願いします。

2　下記のような行為は禁止します。
また、禁止行為によって施設等を破損した場合には、その行為者に修理費用を負担していただきます。

共　通
- ・駐車禁止スペースへの駐車
 （職員が出られないようなベタ詰め駐車等）
- ・使用許可の時間を超えての使用、学校敷地内に留まること
- ・敷地内での飲酒・喫煙
- ・ごみの散らかし
- ・火気（ストーブ等含む）の使用

体育館
- ・軟式・硬式野球ボール、硬式テニスボール及びバットの持ち込みや使用
 （野球ボールや硬式テニスボールでのキャッチボールやバッティング練習等）
- ・学校専用の備品の使用
- ・アリーナ及び器具庫、用具室内での飲食
- ・ステージ及びステージ上のピアノの使用
- ・バスケットゴールへのダンクシュートやぶら下がり
- ・サッカー・フットサルの禁止

グラウンド
- ・ピッチャーマウンドを作る
- ・トラックのピンを抜く、ロープを外す
- ・車の乗り入れ

3　学校施設は毎日子ども達が清掃を行っており、その後に施設を使っていることを忘れずに、使用後は必ず清掃を行い、ゴミ等は持ち帰るようお願いします。
また、使用した備品等は必ず元に戻し、バスケットゴールを使用した場合は、必ず使用前の高さに戻していただくようお願いします。

4　学校敷地内は、車内も含め全面禁煙です。

5　退出時は、忘れ物、トイレ等の水道の閉忘れ、消灯、施錠の確認をして退出してください。また、夜間の退出遅延や再入場による警備会社の出動等が報告されております。使用許可時間内での片付け、学校敷地内からの退出をお願いします。
万が一、忘れ物をしてしまった場合であっても、午後 9 時 30 分以降は取りに戻らず、翌日以降の日中に６に掲げる連絡先へご連絡ください。

6　施設の利用の際に施錠、解錠が上手くできない場合、照明が点かないといった不具合がある場合は、学校ではなく下記の連絡先にご連絡ください。
また、施設、備品等を破損した場合も速やかにご連絡ください。

・佐久地区学校施設	佐久市スポーツ協会	電話８８－６１２３
	佐久市総合体育館	電話６２－２０２０
・臼田地区学校施設	臼田体育センター	電話８２－４７７７
・浅科地区学校施設	浅科多目的屋内運動場	電話５８－０４４４
・望月地区学校施設	望月総合体育館	電話５３－６０６０

7　１～６までの注意事項の厳守をお願いします。**守られない場合は、施設の利用をお断りさせていただきます**ので、ご了承ください。

佐久市教育委員会　スポーツ課
特定非営利活動法人　佐久市スポーツ協会